

堺環共第1576号
令和6年2月22日

大阪府知事 吉村 洋文 様

堺市長 永藤 英機
(公 印 省 略)

南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見について (回答)

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第2項の規定に基づき、令和5年11月21日付け環保第1784号で照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

(別紙)

南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見

1 大気質、騒音、振動

工事用資材等及び施設稼働時の資材等の搬出入時の環境保全措置として、工事関係車両及び発電所関係車両については発生交通量の低減を図ることに加えて、阪神高速道路湾岸線を利用することなどにより、可能な限り主要地方道大阪臨海線の交通量を抑制し、走行する場合は朝夕の渋滞時間帯を避けることを検討すること。

2 水質

施設の稼働時における水温、流向及び流速の予測に当たっては、予測モデルの現況計算結果と現地調査結果の整合性を確認し、現況再現性が良好な予測モデルを構築すること。

3 景観

海上からの主要な眺望点については、クルーズ船の航路の状況も確認した上で適切に選定すること。